

## 前回検討会における指摘事項について

---

令和元年11月5日  
国土交通省鉄道局

# 鉄道事業法上の災害に関する規定について

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（土地の立入り及び使用）

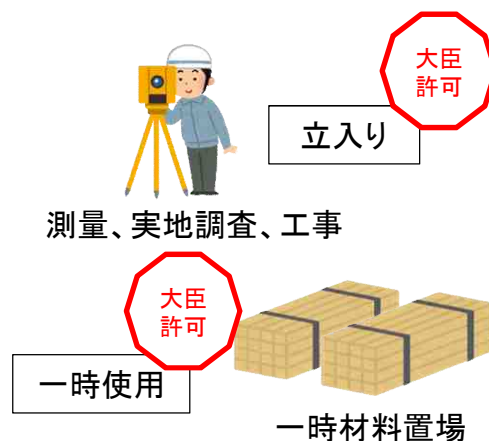
第二十二條 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

2～11 （略）

## 法律上

### 現行法上可能

- 大臣許可を受けた上での、測量、実地調査、工事のための隣接地への立入り
- 大臣許可を受けた上での、一時材料置場としての隣接地の一時使用



### 現行法上不可能

- 一時車両置場や作業場等として、隣接地を一時使用
- やむを得ない場合に大臣許可を不要とした立入り・一時使用



## 運用状況

- 確認できる範囲では、鉄道事業法第22条が適用された事例は無い

- 一時車両置場や作業場等として、隣接地を一時使用した場合は、鉄道事業者が地権者と交渉し、承諾を得た上で実施している。

# 各事業における用地外の事前対策・応急復旧の現状

対象事業	【事前対策において】 用地外における措置・権限	【応急復旧において】 用地外の土地の一時使用など
鉄道	法的根拠無し	法的根拠無し
電気	(電気事業法第61条) 電気事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、経済産業大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、経産大臣の許可を受けず、伐採等が可能)	(電気事業法第58条) 電気事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、経済産業大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間は、この限りでない)
通信	(電気通信事業法第136条) 認定電気通信事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、総務大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、総務大臣の許可を受けず、伐採等が可能)	(電気通信事業法第133条) 認定電気通信事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、総務大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間は、この限りでない)
道路	(道路法第44条) 道路管理者は、沿道区域において、道路の構造に及ぼすべき損害・危険を防止するために必要と認める時は、その区域の管理者に対し、損害等を防止するための必要な措置を命ずることが可能	(道路法第68条) 道路管理者は、道路に関する非常災害時のやむを得ない場合において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木などの使用・収用・処分することが可能

※鉄道事業者は鉄道施設に関する測量、工事等の必要があるときは、国土交通大臣の許可を得て、他人の土地への立入り又は一時使用することは可能(鉄道事業法第22条))

# 隣接地との調整が困難な理由

- 一時使用には資材置き場の他、作業用ヤードや土石捨て場等の目的がある。※左図参照
- 地権者にとっては財産権の制約につながるため、一時使用が承諾されないこともある。※右図上参照
- 地権者が不明の場合や地権者が複数いる場合があり、一時使用の承諾に時間を要することがある。※右図下参照

## 一時使用の目的イメージ



資材置き場



土石捨て場



作業ヤード



工作物の設置(仮進入路)

## 隣接地との調整が困難な事例

### 事例①

地権者との交渉でうまくいかない理由としては、公害苦情、相隣関係、維持管理によるものが挙げられる。公害苦情は騒音もあるが、以前の車両は尿尿を沿線に捨てていたので、黄害という過去の遺恨もある。相隣関係としては、土地買収の問題や境界未確定の問題がある。維持管理は夜間に行っているため、夜間の騒音等の問題である。

### 事例②

土砂流入を受けた被災箇所の隣接地の伐採及び起工同意が必要となったが、土地所有者が亡くなっていて親族もいないため地権者探しに時間を要した。その後、市役所に相談し、地域の代表者に同意を得た。

## (参考)用地外からの一時使用に係る規定(鉄道)

### ○鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)(抄)

(土地の立入り及び使用)

第二十二條 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

2 鉄道事業者は、前項の規定により立ち入り、又は使用しようとするときは、やむを得ない理由がある場合を除き、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

4 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

5 第三項の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、都道府県知事の裁定を申請することができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

7 都道府県知事は、第五項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

9 第五項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

## ○道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)(抄)

(他人の土地の立入又は一時使用)

**第六十六条** 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入又は一時使用の受忍)

**第六十七条** 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

**第六十八条** 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

**第六十九条** 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

## ○ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

(一時使用)

**第五十八条** 電気事業者(小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」という。)を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路(その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。)又はその附属設備(以下「電線路」と総称する。)を支持するために利用する場合に限る。

- 一 電気事業(小売電気事業を除く。以下この章において同じ。)の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置
- 三 電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測標の設置

2 電気事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3~7(略)

(立入り)

**第五十九条** 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2~3(略)

## ○ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(土地の一時使用)

**第一百三十三条** 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の実施に関し、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

- 一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置
- 三 測標の設置

2 認定電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3~6(略)

(土地の立入り)

**第一百三十四条** 認定電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、認定電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

## ○ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

(植物の伐採又は移植)

**第六十一条** 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

4 第五十八条第三項の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

(損失補償)

**第六十二条** 電気事業者は、第五十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによって損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常生ずる損失を補償しなければならない。

## ○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(植物の伐採)

**第三百六条** 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、総務大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 認定電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

(損失補償)

**第三百七条** 認定電気通信事業者は、第三百三十三条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第三百三十四条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第三百三十五条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。